

# 三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (蓮本一朗議員・第1回)

- 日 時 令和3年12月3日 午前11時00分～午前11時13分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 調査請求内容について
- 出席委員 委員長 出口眞琴  
副委員長 溝川幸二  
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 議 長 草間道治
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、高梨久子議会総務課長、  
長島ひろみ議事グループリーダー
- 

- 委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開かせていただきます。  
初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。  
それでは、議長の発言をお願いします。
- 議長 このたび、三浦市議会議員政治倫理条例に基づき、嘉山登美子さんから政治倫理調査請求書が提出されましたので、本審査会におきましてご審査をお願いいたします。  
調査請求の対象となる事由及びこれを証するとされる資料は既にお手元にお配りしたとおりでございますので、慎重に審査を行い、結果を出していただきたいと思いますので、お願い申し上げます。  
私からは以上であります。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 委員長 ありがとうございます。  
ただいま議長より新たな審査事項が付託されました。今後、当審査会で審査を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。  
ここで、資料に含まれる個人情報の取扱いについて申し上げます。お手元に配付した調査請求書は原本の写しをお配りしてありますが、議会ウェブサイトへの掲載など一般に公開する請求書は、提出者のお名前以外の個人情報はマスキングの処理をしますので、ご承知おきください。委員の皆様には、資料の取扱いにご配慮いただきますようお願いいたします。  
それでは、次第に沿って進めてまいります。  
1の調査請求内容についてであります。まず、事務局からの説明をお願いします。
- 議会事務局長 それでは、お手元にお配りしています資料に基づきまして、これまでの経過と

調査請求書について説明をいたします。

まず、調査請求書が提出されましたのが令和3年10月11日。調査請求者は嘉山登美子さんでございます。提出者につきましては三浦市議会議員政治倫理条例第7条により選挙権を有する市民と定められておりますので、選挙管理委員会事務局に照会し、提出者が選挙人名簿に登録されていることを確認いたしております。

次に、調査請求の対象議員は、蓮本一朗議員でございます。

対象となる事由の該当条項は、政治倫理条例第4条第1号です。お手元に議会関係例規集がありましたら、65ページをご参照ください。第4条は政治倫理基準の遵守について定めたもので、今回、該当条項とされております第1号は「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」となっております。これに違反しているということで調査請求書が出されたものでございます。

対象となる事由の内容は、調査請求書の1 調査事項の(3)に記載のとおりでございます。

また、違反を証する資料が添付されております。事務局でページ番号を振らせていただきましたが、24ページにわたる資料が請求書とともに提出され、さらに去る1日に追加提出がありましたので、こちらもお配りをしたとおりでございます。

これらについて、事務局での確認また草間議長の点検の結果、当該請求書は形式的に要件を満たしていることが確認されましたので、去る10月22日の各派代表者会議への報告、11月11日の協議を経まして、本日、本審査会に付託されたというのがこれまでの経過でございます。

本日以降の審査の手順でございます。

別の案件で行っていただいております審査と同様に、まず調査請求の適否からご議論いただくこととなります。請求が調査をするに適するものであることが確認されますと、続いて、政治倫理基準違反の行為の存否に関する審査に進み、その後、審査結果報告に至るまでの審査を頂きます。

事務局からは以上でございます。

○委員長 事務局からの説明は以上ですが、質疑等ありますか。

○委員 この件に関しまして、対象議員さんに対し、何度か仕事上のトラブルの話がされていて、それで県からも注意され、議会としても嚴重注意。令和3年8月に市議会に見解を求められたときも、再度嚴重注意がなされたということがあり、この調査対象議員さんは会派を退会し、注意を受けているという話だと思うんです。また、この件に関して、提出資料を読ませてもらうと、請求者さんが第三者から見せてもらったものがあったりして、資料の中に入っている個人情報としてのことも、個人情報の漏えいに当たる可能性もあるんですけども、この話は仕事上のトラブルで注意を受けているというところに収まっている話だと思っております。

○委員 今の委員と同じで、様々、令和2年から出されていますことが議会でも、議長が対応し

ていただいて、最終的に令和3年8月16日に本人に厳重注意をしたという事実がございます。その後も何度かそういう問題が、同じことが繰り返して来しております。漏えいの件については、請求者のほうがそれを、請求者との間に入った人が請求者に話したということで、蓮本議員自身が漏えいしたことではないと思いますし、この話はもう何回か議会で、議長も対応していただいているということも踏まえまして、否だと思います。意見です。

○委員　今お話がありましたが、この件で蓮本議員も会派を解散されて、謝罪もされていることですので、まして、個人間の話ということで私は考えます。ですから、あえて議会で取り上げ、審査会にかける内容ではないと判断したいと思います。

○委員　事務局から説明があった調査請求内容については、分かりました。

○委員長　他になければ、本日の審査はここまでといたしまして、次回以降、具体的な審査に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）　では、本日の審査は、以上で終了いたします。

　　次回の開催日時につきましては、12月9日、午後2時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

　　それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会します。ご苦労さまでした。

---